

国立大学法人評価委員会の構成

国立大学法人評価委員会

- 国立大学法人法第9条に基づき設置
- 産業界・マスコミ・大学関係、会計関係など様々な委員により構成

国立大学法人
評価委員会
総会

官民イノベーションプログラム部会

国立大学法人分科会

評価基本チーム(A~H)

附属病院評価専門チーム

大学共同利用機関法人
分科会

指定国立大学
法人部会

主な所掌事務

- 法人の業務実績評価(4年目終了時、中期目標期間終了時)の実施
- 中期目標の策定・中期計画の認可に係る意見を述べること
- 中期目標期間終了時における組織・業務の検討に係る意見を述べること
- 指定国立大学法人の指定に係る意見及び指定の取消しに係る意見を述べること

官民イノベーションプログラム部会の設置について（抄）

平成 2 5 年 3 月 1 日
国立大学法人評価委員会決定

1. 趣旨

国立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）において、国立大学法人及び大学共同利用機関法人への国立大学法人法第7条第2項の規定に基づく、産学共同の研究開発による実用化促進のための出資（以下「出資」という。）に係る審議を円滑に進めるため、国立大学法人評価委員会令第6条第1項の規定に基づき、委員会に、「官民イノベーションプログラム部会」を設置する。

2. 所掌事務

- ・ 出資に係る中期目標及び中期計画の評価に関すること
- ・ 出資に係る中期目標及び中期計画の策定及び認可についての意見聴取に関すること
- ・ 上記の他、出資について委員会で審議が必要な事項に関すること

3. 委員構成

起業やファイナンス、大学発ベンチャー支援等に関して識見のある者により構成するものとし、委員長が指名する。

指定国立大学法人部会の設置について（抄）

平成28年10月13日
国立大学法人評価委員会
国立大学法人分科会決定

1. 趣旨

国立大学法人評価委員会国立大学法人分科会（以下「分科会」という。）において、国立大学法人法第34条の4の規定に基づく、指定国立大学法人の指定等に係る審議を円滑に進めるため、国立大学法人評価委員会令第6条第1項の規定に基づき、分科会に「指定国立大学法人部会」を設置する。

2. 所掌事務

- ・ 指定国立大学法人の指定に関すること（基準等の策定を含む）
- ・ 指定国立大学法人の指定の取消しに関すること
- ・ 上記の他、指定国立大学法人について指定国立大学法人部会で審議が必要な事項に関すること

3. 委員構成

大学の運営や教育研究に高い識見を有する者（外国人を含む）等により構成するものとし、分科会長が指名する。

指定国立大学法人の指定及び指定の取消しに係る議事について

指定国立大学法人の指定及び指定の取消しに係る議事については、静謐な環境で公正な審議を行う必要があること、外国人の委員を含めた形で世界トップクラスの大学について専門性の高い議論を行う必要があること等から、指定国立大学法人部会（以下「部会」という。）の議決をもって国立大学法人評価委員会総会（以下「総会」という。）の議決とすることとされています。

具体的には、平成28年11月15日の総会及び国立大学法人分科会（以下「分科会」という。）において、指定国立大学法人の指定及び指定の取消しに係る議事について、部会の議決を分科会の議決として、また、分科会の議決を総会の議決とすることが了承されています。

○ 国立大学法人評価委員会が処理することとされている事項の取扱い

事 項	国立大学法人法の規定	議決
中期目標の策定についての意見	第30条第3項	総会
中期目標の変更についての意見	第30条第3項	総会
中期計画の認可についての意見	第31条第3項	総会
中期計画の変更の認可についての意見	第31条第3項	総会
中期目標期間における業務の実績に係る評価	第31条の2第1項	総会
業務運営その他の勧告	第31条の3第3項	総会
中期目標期間終了時の所要の措置についての意見	第31条の4第2項	総会
指定国立大学法人の指定についての意見	第34条の4第2項	<u>指定国立大学法人部会</u> ※
指定国立大学法人の指定の取消しについての意見	第34条の4第5項	<u>指定国立大学法人部会</u> ※

※ なお、部会又は部会長が特に必要と認める場合は分科会において、分科会又は分科会長が特に必要と認める場合は、総会において処理することができる。